法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-16

〈史料紹介〉トゥルファン地域における府兵の管理方法について ： 在ベルリン・トゥルファン・コレクションＣｈ一二五六と秋田城出土木簡との比較から

原, 京子 / OGUCHI, Masashi / HARA, Kyoko / 小口, 雅史

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
79
(開始ページ / Start Page)
173
(終了ページ / End Page)
197
(発行年 / Year)
2013-03-24

Hosei University Repository

〈史料紹介〉

トゥルファン地域における府兵の管理方法について

―在ベルリン・トゥルファン・コレクションCh一二五六と秋田城出土木簡との比較から―

原　京子
小口雅史

はじめに

周知のように二〇世紀初頭、プロイセン（ドイツ）隊[1]のグリュンヴェーデル（Albert Grünwedel）やル・コック（Albert von Le Coq）らによって東トゥルキスタン地域（西域）が調査され、そこで発掘された遺跡から多数の史資料がもたらされている。

プロイセン隊の主たる調査地は、トゥルファン（吐魯番）が主であったが、さらにハミやクチャなどにも及んでいた[2]。

トゥルファンは中国の西北辺の新疆ウイグル自治区の一角、トゥルファン盆地の中心部である。古来、この地域はシルクロードの要衝の一つであって、商業交易の中心都市としても栄え、城郭都市が発達していた。前漢以来、この地には漢族が進出して、高昌という地名が定着していたが、元明以降、トゥルファンという地名に取って代わられた。この地域からは現在もなお発掘によって新出文書が発見されており、広大なアジア大陸のなかで、特定の地域の古代社会の実状がこれほど精細かつリアルに知られるところは他にはなく、この地は今や微視的史学の一大拠点ともいえる[3]。

プロイセン隊がこの地で収集した文献・文書類のうち、

Hosei University Repository

漢文文献の大半は、ベルリン国立図書館（Staatsbibliothek zu Berlin）のオリエント部門（Orientabteilung）に架蔵されている。しかしながら、中国史・日本史研究者の関心を引く漢文世俗文献・文書[4]に限ってみても、同時期に敦煌で膨大な写本類等を入手した、イギリスのスタイン（Sir Marc Aurel Stein）やフランスのペリオ（Paul Pelliot）の敦煌漢文コレクションに比して、入手の経緯の差による質的問題もあって、その知名度は低く、研究はまだ立ち後れている状況である。

そこで本稿では、在ベルリン・トゥルファン出土漢文世俗文献・文書コレクションのうち、これまでほとんど研究対象とされてこなかった断簡群のなかからＣｈ一二五六（西脇目録では recto 面について「「火長」人名票」〈verso 面は目録対象とせず〉、榮旧目録では recto・verso 両面とも「府兵名簿」、榮新目録では「府兵名籍」とする）を選んでとりあげてみたい。今回、機会を得て、本断簡の詳細な原本調査を実施することができた[5]。その知見に基づき、本稿では、当該断簡と類似する日本出土の地方木簡との比較を行いながら、最終的に当該断簡の性格ないし用途を明らかにしてみたいと思う。

一　Ｃｈ一二五六の釈読

まず、Ｃｈ一二五六の写真と、実見の成果に基づくその釈文とを掲げる。

【釈文】

・ｒ面

1　火長庚（康カ）天志　鄧大申　瞿才好　白者（志？若？）虫　趙奴□（寅カ）　張孝方

2　何思義　張忠臣　曹黒子　馬無□（□カ）已上十人同火

・ｖ面

（前欠）

1　火長王善順

2　〃　□（ヶカ）

3　□　□

（後欠）

二八八×（四九）

※ｒ面・ｖ面の比定は公式目録である西脇目録による[6]。以下「ｒ面」は recto 面、「ｖ面」は verso 面を示す略称として用いる。

※釈文には、行論の都合上、行数を記入した。

※法量の単位は㎜である。

Hosei University Repository

【写真　Ch一二五六】

・r面

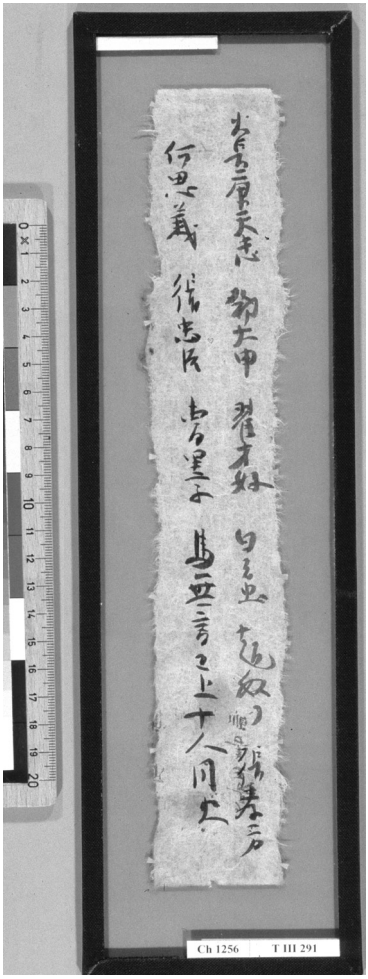

・v面

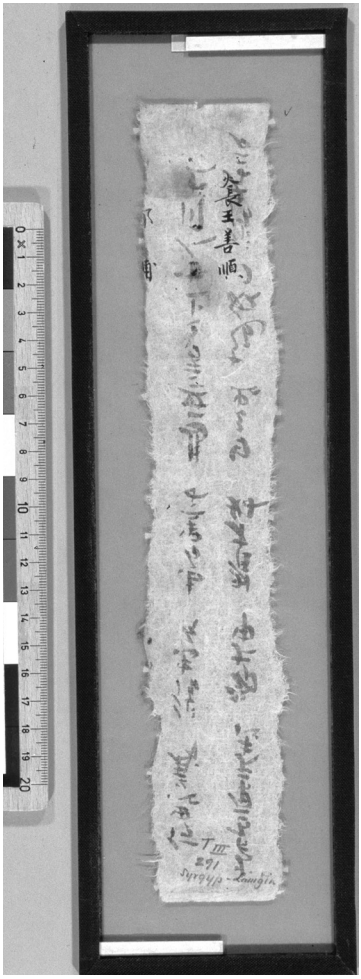

Depositum der BERLIN-BRANDENBURGISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN in der STAATSBIBLIOTHEK ZU BERLIN - Preußischer Kulturbesitz Orientabteilung

Hosei University Repository

【写真　Ch三五六】
※v面参考（補修前）(?)

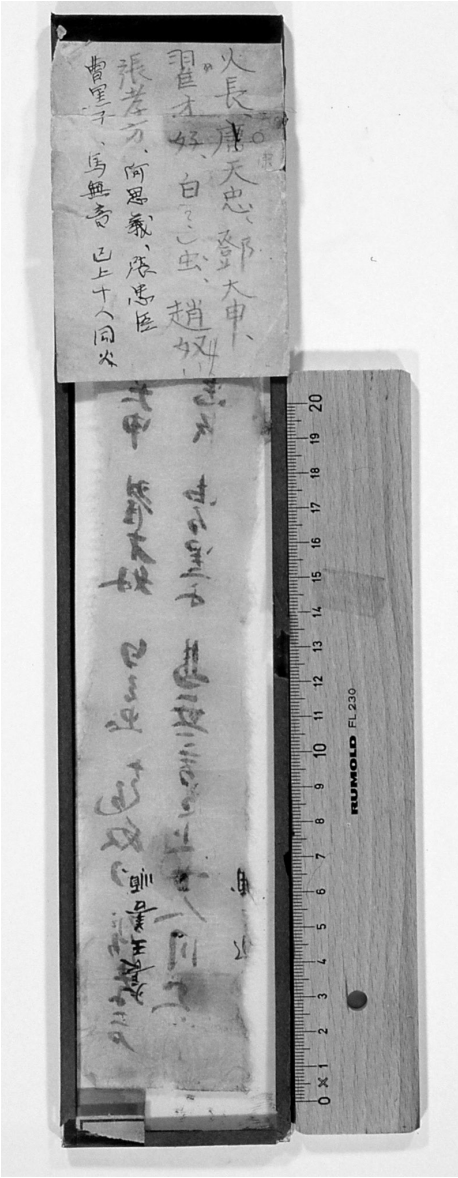

Depositum der BERLIN-BRANDENBURGISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN in der STAATSBIBLIOTHEK ZU BERLIN - Preußischer Kulturbesitz Orientabteilung

二、Ch一二五六の内容概観と表面観察

（一）記載内容の検討

まず当該文書の内容について、概観してみたい。

r面は、火長を筆頭にして（その火長を含めて）総計一〇名の個人名が列挙され、末尾に「已上十人同火」と全体の統計数が記されている。

r面とは天地を逆にして記されたv面では、火長一名の個人名が判読できた。二行目の、一行目「王」「善」の文字の中間の左隣に、踊り字（揺すり字）のような「〃」字が、さらにその下に一文字分ほど空けて、一行目「順」の文字の左隣に、上の「〃」字とはやや異なる記号のような点が、

Hosei University Repository

二つ記されている。また三行目には残画二文字分が認められた。一文字目の残画は、漢字のつくりの「阝」、二文字目の残画は漢字のつくりの「甫」であると思われるが、いずれも元の文字は比定できなかった。

r面の記載が「火長」で始まり「已上十人同火」で結ばれることから、これが、唐開元軍防令の「火」に関するものであることは容易に想像される。仁井田陞は、その第三条について以下のように復原している。

〔史料1〕『唐令拾遺』（軍防令復原第三条〔開七〕〔開元二五〕）

諸衛士十人、十人為二火一。火有二六駄馬一。（若無レ馬郷、任備二驢騾及牛一。）

ちなみに、その主要な根拠は以下の史料である。

〔史料2〕『唐六典』巻五尚書兵部（兵部郎中条）

（前略）凡差二衛士一征戍鎮防、亦有二団伍一。其善二弓馬一者為二越騎団一、余為二歩兵団一。主帥已下統二領之一。火十人、有二六駄馬一。若無レ馬郷、任備二驢騾及牛一。（後略）

〔史料3〕『通典』巻二九職官一一

（前略）十人為レ火、火有レ長。備二六駄馬驢一。初置二八駄一、後改為レ六。（後略）

〔史料4〕養老軍防令5兵士為火条

凡兵士、十人為二一火一。火別充二六駄馬一。養令二肥壮一。差行日、聴二将充レ駄。若有二死失一、仍即立替。

史料4から唐における対応条文の存在はまず確実で、史料2・3による唐令の復原も問題なかろう。ただし冒頭の、仁井田によって補われた「衛士十人」の四文字については、史料2・3にはみえず若干の検討の余地はあるが（日本令では「衛士」の部分は「兵士」である）、いずれにせよ、Ch一二五六が、本条（およびその根拠となった『唐六典』『通典』）に規定された「火」、あるいはその「火長」に関するものであることは間違いない。[8] r面は、火長を含めた火の一単位＝一〇人全員の氏名を記載したものなのであり、v面もそれと密接に関わる火長に関する記載の一部であろう。

高昌の地を唐の太宗が征服して西州に改めた時期、この地にも府兵制が及び、火長や火が存在したことは、これまでも多くの論考によって明らかにされてきた。[9] このCh一二五六も、年代は記されていないものの、おそらくは西州期のものであり、[10] 十人一火を明確に示す具体例の一つとして注目されよう。[11]

Hosei University Repository

(二) r面とv面の筆跡について

r面の文字は比較的崩れた行書風の書体で書かれているのに対して、v面の文字の書体は、楷書風でよく整った小さい文字で記されていて、すでに小口目録で指摘されていたように、r面とv面の筆跡は明らかに異なっている。両面は時点を異にした、別の筆者の手になると考えられる。

またr面では、「火長庚(康カ)天志」から「趙奴□(賓カ)」までは比較的、薄い墨色を呈しているのに対し、「張孝方」から最後の統計数までは、それ以前より墨色が濃い。これはこの面の書き手が「趙奴□(賓カ)」のところで、一旦、筆を止め、墨を付け足し、「張孝方」からあらためて書き始めたことによって生じた墨の濃淡であると解釈される。筆跡から判断すると、墨の濃淡の相違は、筆者の違いによるものではなく、r面はすべて同筆で記されたものと思われる。

(三) 遺存状態について

当該文書は出土品であるために、その遺存状態をおさえておく必要もある。この文書を挟むガラス板には Ch1256 | T Ⅲ 291 と記された真新しい整理ラベルが貼られているが[12]、それは、v面の端にペン（鉛筆?）書きで、Fundordsignaturen = 発見地記号として「T Ⅲ /291/ Syrqyp-Lamğin」と記されていることによる。Syrqyp-Lamğin は他の例から見て出土地を示している可能性が高い。ğ はウィグル語に用いられる文字である。T Ⅲ は第三回探険隊を示す記号であるが、その調査記録によれば、ル・コックやグリュンヴェーデルらは、この時、クチャ、カラシャル、トゥルファン、ハミ方面を調査したことが知られる。[13]

Syrqyp-Lamğin という地名を当時の地図で探すと、Le Coq が自分の探検記[14]で引用している Albert Herrmann 作製の地図 Karte der Buddhistischen Ruinestätten bei Turfan 中、トゥルファン東方に、スペルはやや異なるが、Sirqip と Lämğin という地名が比較的近接して存在する。また同時代の TURPAN NAHIYISI というトルコ語表記の地図中でも、同じ地点が Sirkip と Lemjin と表記されている。v面になされたメモ書きの Syrqyp-Lamğin はこの二つの地名を組み合わせたものであろう。しかし一点の文書について出土地が二つあるのは不可思議なので、あるいはこれはこの両地点の中間地帯のどこかという意味であろうか。その詳細は、探検記録などを精査する必要があり後考を俟ちたい。

Ch一二五六のr面は、唐復原軍防令の十人一火の制や、それに関連する火長の存在、さらには末尾にその統計記載

Hosei University Repository

が存することから、完結したまとまりを有していると見做され、ほぼ完形の状態で現存した可能性が高い。

一方、v面については、一行目に火長名が記されてはいるが、それ以外の判読は困難である。二行目に繰り返し記号のような記載がみられるものの、三行目については、文字の左部分が欠損している状態である。また一行目の「火長王善順」についても、ここからいきなり人名が始まっているのはやや不自然であり、その前に何らかの記載があった可能性が高い。よってv面は、原形を喪失している（文の前後を切断されている）状態で現存しているものと考えられる。

またCh一二五六の料紙全体を熟覧すると、その上端部と下端部は、原形のまま生きていると考えてよく、左端部と右端部については、人工的に切断されていることが確認できた。

料紙左右の切断面の切口は、繊維が粗く散っている状態であり、金属の刃物で切断した痕跡はなかった。おそらく定規のようなものを当てて、おおよそ真っ直ぐを意識しながら、手でちぎるように切断したものではないかと思われる。（一七五頁写真参照）。

こうした短冊状の料紙の加工は、紙背の再利用がなされる際に施されたのであろう。このような加工がわざわざ施されたということは、当該文書の形状が、二次的利用時の機能に合わせたものであったことを意味している。

（四）書体と料紙の他の文書との比較検討

（ア）比較史料の選択

つぎにCh一二五六の料紙と書体の特徴に注目し、比較分析を試みた。比較史料としては、ベルリン・トゥルファン漢文世俗文献・文書コレクション中から戸籍や戸口損益帳文書といった公文書を選んだ。ただし料紙については、これらの文書を自然科学分析にかけることは不可能なため、肉眼観察による原本確認調査を実施した。[15] 今回対象としたのは、以下の六点である。

①②唐開元十年（七二二）西州高昌縣籍（Ch一二一二＋Ch三八一〇r）

③唐開元二十三年（七三五）西州高昌縣順義鄉籍（Ch二四〇五）

④唐天寶年間（七四七～七五六）交河郡籍（Ch五〇v）

⑤唐天寶年間交河郡蒲昌縣（？）籍（Ch一〇三四）

⑥唐至徳二載（七五七）（？）交河郡戸口損益帳（？）（Ch一四五五）

Hosei University Repository

【写真】①

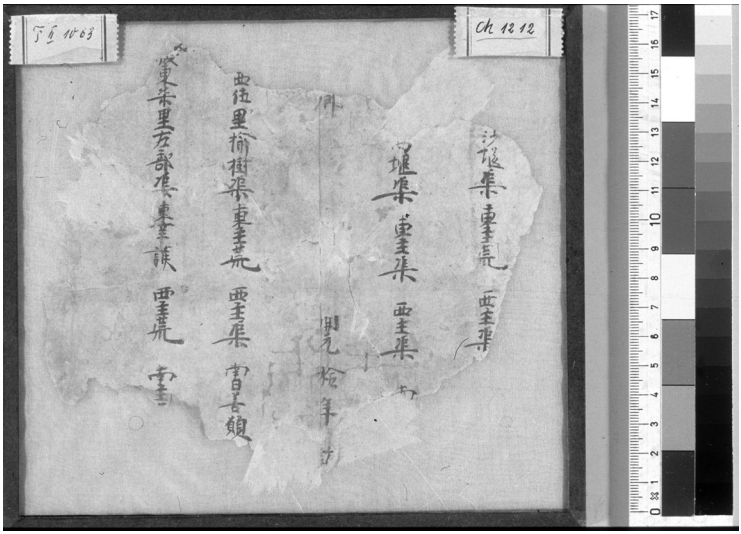

【写真】②

Depositum der BERLIN-BRANDENBURGISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN in der STAATSBIBLIOTHEK ZU BERLIN - Preußischer Kulturbesitz Orientabteilung

Hosei University Repository

【写真】③

【写真】④

Depositum der BERLIN-BRANDENBURGISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN in der STAATSBIBLIOTHEK ZU BERLIN - Preußischer Kulturbesitz Orientabteilung

Hosei University Repository

【写真】⑤

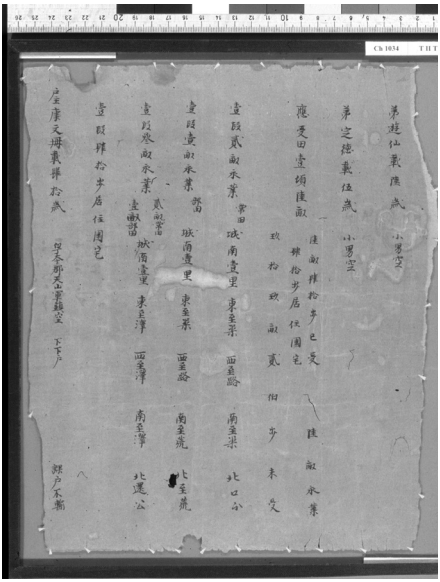

【写真】⑥

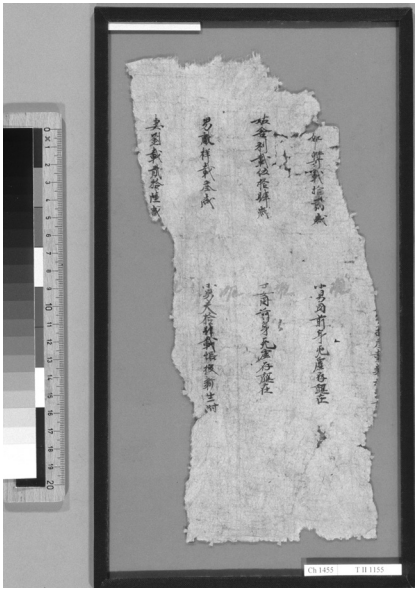

Depositum der BERLIN-BRANDENBURGISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN in der STAATSBIBLIOTHEK ZU BERLIN - Preußischer Kulturbesitz Orientabteilung

Hosei University Repository

（イ）料紙の質感の比較

①～⑥の公的な籍帳類の文書料紙は、茶色味を帯びて変色しているが、Ｃｈ一二五六の料紙は、やや白味を帯びていた。これら発掘された文書群は、すべて土中に埋まっていたものであるため、変色をきたしている可能性がある。

四世紀に中国西北域で記されたとされる「李柏牘稿」は、高い技術の紙漉によって料紙が作成されているという。[16] このように中国古来の紙漉技術には高度なものがあったわけであるが、もちろんすべての紙が高水準の技術・材料で製作されたわけではない。Ｃｈ一二五六と比較史料①～⑥の料紙の色の相違は、料紙材質そのものの相違や紙漉の技術差によるものと考えるべきであろう。

また料紙の繊維の状態についても比較観察を行った。①～⑥の文書の料紙は、繊維も緻密で滑らかな状態であるのに対して、当該文書の料紙の繊維は粗く、薄い感じがあった。このように肉眼で観察しただけでも料紙の繊維の状態の差は明瞭であった。[17]

以上のように、現物調査の結果、①～⑥の文書は、比較的上質な料紙であり、当該文書は、比較的粗悪な料紙であると判断される。

（ウ）書体の比較

今回、念のため書体についても比較してみた。Ｃｈ一二五六ｖ面の書体は、籍帳類である①～⑥の文書と同じく楷書体で整っていて、漢字習得の訓練をよく受けた人物の筆跡であると思われる。

それに対してＣｈ一二五六ｒ面の漢字は、書体が変則的に崩れており、漢字習得の訓練を十分に受けてはいない人物の筆跡とみなされる。

一般にトゥルファン出土文書であっても、とくに唐の西州時代には、戸籍等の公的文書の清書を取り扱うような行政官は、中国で漢字習得訓練を受けた漢民族が多数を占めていたものと推測されるが、西域に居住する一般のウイグル族の人々も漢字を用いている。周知のごとく、彼らの漢字習得が未熟であったことは、トゥルファン出土漢文文書の書体から容易にうかがうことができる。Ｃｈ一二五六ｒ面を記した人物は西域に居住していたウイグル族の人物、ｖ面を記した人物は漢民族の人物の可能性が高かろう。

以上、原本調査によって、比較史料と当該文書の料紙の質感あるいは書体には優劣があることが確認された。この優劣の相違は、文書の性格を知る上で大きな手掛かりになると思われる。当該文書の詳しい性格については、章をあ

Hosei University Repository

らためて、日本の史料と比較しながら検討したいと思う。

（五）表裏関係について

最後に、当該文書の表裏関係について、文書作成から放置ないし廃棄までの過程を追いながら検討してみたい。

本章（二）において検討した書体の特徴からすれば、楷書体で書かれたv面が一次利用面であると解釈するのが自然である。また（四）において検討したように、その遺存状態からみても、v面は破棄されていて、r面として残ったものと考えるのが自然である。すなわちCh一二五六は、公式目録である西脇目録や、榮新旧目録の記載とは逆に、v面が一次利用面、r面が二次利用面であると考えた方が良い。したがって、このCh一二五六は、以下のような利用の経過をたどったのであろう。

①Ch一二五六v面側が一次利用される。

②同面が現用を終える。

③それを紙背利用のために保管。

④紙背を二次的に利用するため、目的にかなった形に切断され、その上でr面に文字の記入がなされる。

⑤この二次利用を最後にして、やがてr面も現用を終え、そのまま放置ないし廃棄される。

なお、先にも触れたように、このガラス板に挟まれた当該文書には、いわゆるr面に、Ch1256の白ラベル（Standortsignatur＝所在記号＋Standort Nr.＝所在番号を示すもの）が貼られている。西脇目録では、基本的にコレクション全般にわたって、現状でラベルの貼られているこうした面をrecto面とし、その裏をverso面とする原則があるように思われる。[18] 各面の利用における時系列についてはあまり配慮がなされていない。

本稿では、西脇目録が公式目録であるという性格に鑑み、文書名の混乱を避けるため、r面とv面が、利用順からいえば正反対の関係にあっても、西脇目録で示されているr面を示す表記をそのまま利用していることを、あらためてお断りしておきたい。

三　Ch一二五六r面の性格と秋田城跡出土木簡との比較

（一）日本の秋田城跡出土木簡からみた「火」の管理体制について

前章で論じたように、Ch一二五六r面は、火長を筆頭にして一火の構成員名について記載したものである。これと同じく、火長以下、一火の構成員名を記載した木簡が日

Hosei University Repository

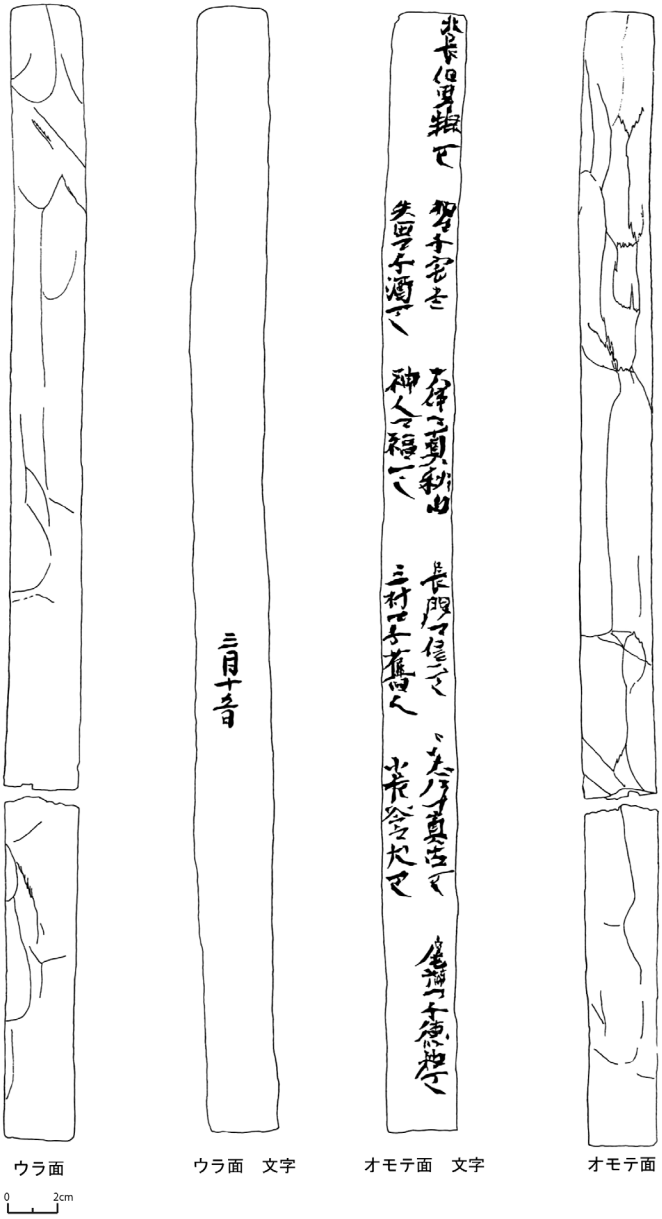

秋田城跡第 54 次出土　16 号木簡　実測図
註（19）鐘江論文より転載（一部改変）

Hosei University Repository

〔史料5〕秋田城跡第五四次調査出土木簡 第一六号木簡[19]

五〇五×三三×七
〇一一型式

【釈文】

・「火長他田マ粮麻呂　物マ宅主□　大伴マ真秋山　長門マ□麻呂　大伴マ真古麻呂　尾治マ子徳□麻呂
　矢田マ子酒麻呂　神人マ福麻呂　三村マ子舊人　小長谷マ犬麻呂　」
・「　三月十五日　」

本の秋田城跡から出土していることが注目される。本章では、この木簡の事例を取り上げて、比較検討してみたい。

まず文書様式も内容も、Ｃｈ一二五六ｒ面と類似していると思われる第一六号木簡、第一〇六号木簡を例示する。

秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡は、オモテ面には、火長を含めて合計一〇名の個人名を列挙し、ウラ面に月日を記している。

当該木簡は、〇一一型式という、いわゆる短冊状の木簡である。また長さ五〇五㎜で大型の形状を呈しているため、文書様式の木簡ともいえるだろう。

既述したように、Ｃｈ一二五六ｒ面は、「火長」については、他の構成員より一字分あげた位置から記載が始まっている。これに対して、第一六号木簡は「火長」についてはは、他の構成員より一名分あげた位置から記載が始まっている。これは、火を統括していた「火長」を他の構成員より上位に示す同じ様式であるとみてよい。

また、火の構成員が、火長を含めて合計一〇名である点[20]、文書ないし木簡の型式が短冊状である点も、Ｃｈ一二五六ｒ面と第一六号木簡の類似点として指摘できる。

〔史料6〕秋田城跡第五四次調査出土木簡 第一〇六号木簡[21]

【釈文】

・「火長矢田マ宅磨　他田マ□　×
　他田マ真京　□□
・「　□□　□年三月九日　×

Hosei University Repository

（一七七）×二七×五　○八一型式

※○一一型式・・・長方形の材のもの。

※○八一型式・・・折損・割截・腐蝕その他によって原形が判明しないもの。

※〔史料5〕以下、木簡の法量の単位は㎜である。

この木簡は冒頭に「火長矢田マ宅磨」を掲げ、その下に人名が記され、改行後の二行目は、「火長」から二字下げて、人名のみが記されている。下端部が欠損しているため、この木簡に人名を記載された総人数は不明である。また裏面には、判読不明の年と「三月九日」という月日が記されている。この記載様式は、第一六号木簡とほぼ同じで、おそらく欠損した下端部にも人名が列挙され、火の構成員名が記されていたものと推定される。

このように第一六号木簡と第一〇六号木簡は、「火」の構成員について記された内容と様式が、裏面の日付の記載を除き、Ｃｈ一二五六ｒ面と類似している。

鐘江宏之は、秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡のオモテ面が、上端部から下端方向へ何度も表面を削り込まれ、カットグラス状の削り痕で覆われていると判断した。[22]

鐘江は、そのウラ面にも、同じカットグラス状のケズリが施されていることから、オモテ面、ウラ面ともに、何度も再利用ないし転用された木簡であると結論づけている。

カットグラス技法とは、山中章が指摘した木簡の削りに関する技法のことで、この技法で、木簡を長径二～三㎝程度に細かく削ると、表面がカットグラス状のケズリ面を有するようになるとされている。[23] 山中は、カットグラス状ケズリが認められる木簡は、何度も再利用ないし転用された木簡であると解釈している。

これをうけて鐘江は、カットグラス状ケズリが認められた秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡は、毎日、木簡を再利用するような、宿直担当兵士の報告書であると位置づけた。

なお鐘江が、これらの木簡の他に、カットグラス状ケズリ技法が施された火の宿直関係として位置づけた木簡の事例を参考までに次に掲げておく。

〔史料7〕秋田城跡第五四次調査出土木簡　第二二号木簡[24]

【釈文】

・「上総国部領解　申宿直

合五人　　火　×

Hosei University Repository

（一〇九）×四〇×四
〇一一型式

この、宿直関係の木簡とされている第二二号木簡の記載内容をみると、上総国部領の解という様式になっており、また「申宿直」の記載があり、二行目には五人という合計数が記されている。また「火」の文字も判読できる。

つぎに、平川南によって、兵士の宿直関係とされた木簡の事例を掲げる。[25]

〔史料8〕秋田城跡第五四次調査出土木簡　第一〇四号木簡[26]

【釈文】

・□□　申進上御門宿×
・□□　□（墨抹）　火長刑部×

（二二八）×二七×五
〇八一型式

〔史料9〕秋田城跡第五四次調査出土木簡　第一〇五号木簡[27]

【釈文】

・×直事　合三人　火長□田□□□　×
・×　子□□□長
□□□　×

（二〇八）×二〇×三
〇八一型式

〔史料10〕秋田城跡第五四次調査出土木簡　第一〇七号木簡[28]

【釈文】

・×□宿直事　合十人×
・×□□□□　×

（一三〇）×（一二）×四
〇八一型式

第一〇四号木簡は、「申進上・御門宿」の記載、さらに「火長刑部」までが判読できる。

第一〇五号木簡は、「直事」の上には、「宿」の文字があったことが予想され、合計数が三人、「火長」と、その下に

Hosei University Repository

人名があったのだろう。

第一〇七号木簡は、「宿直事」とあり、「火」の記載は認められないものの、合計数が「十人」ということから、火に関係する可能性がある。

以上の第二二号木簡、第一〇四号木簡、第一〇五号木簡、第一〇七号木簡については、宿直に関係する内容が記されていること、火に関係した記述がみられることから、平川が指摘する通り[29]、火に関する宿直木簡と判断して間違いないだろう。兵士宿直の報告に関する木簡は、第二二号木簡、第一〇四号木簡、第一〇五号木簡、第一〇七号木簡のように、「差出人」「件名」「合計数」といった記載が必須で、こうした事項が宿直報告書の通常の手続きであったと思われる。

ところが、第一六号木簡と第一〇六号木簡については、「宿直」についての事項が一切記されていない。役職、人名、裏面の日付のみの記載内容である。

鐘江は、裏面の日付を宿直日と解釈をして、宿直木簡として位置づけたのであろうが、第一六号木簡と第一〇六号木簡の裏面に記載された日付を宿直日と限定できるかどうかは分からないのではないか。第一六号木簡は、冒頭に宿直に関する事項がないことから、必ずしも、宿直関係の木簡とみる必要はなく、他の性格をもつ可能性もある。また第一〇六号木簡もこれと同じ性格を有するものであったことが想定できる。

ではこれらの木簡には、宿直以外にどのような用途があったと考えられるだろうか。つぎにこの問題を検討してみたい。

〔史料11〕養老軍防令14兵士以上条

凡兵士以上、皆造二歴名簿二通一。並顕二征防遠使処所一。仍注二貧富上中下三等一。一通留レ国、一通毎レ年附二朝集使一、送二兵部一。若有二差行一、及上番国司拠レ簿、以レ次差遣。其衛士防人還レ郷之日、並免二国内上番一。衛士一年。防人三年。

日本令では「兵士以上、皆造二歴名簿二通一」とあり、歴名簿を二通作成することが規定されている。第一六号木簡の書式では、火長と構成員名、日付の記載のみのため、歴名簿のような公的文書や、その手実とも考え難い。記された内容から推測すると、第一六号木簡は、上番した兵士名を書き留めたメモの類の可能性もあるように思われる。秋田城には、東国各地から多数の兵士が集結していたため、

Hosei University Repository

上番する兵士は、幾度も交替を繰り返していたものと思われる。こうした兵士を日々管理するには、その都度、一つの火に所属する個々の兵士名を確認する必要があっただろう。そのために木簡が使用されたのではないか。こうした木簡に記載された兵士名は、公的文書の手実の作成が終われば、現用を終えるため、その木簡は、幾度も再利用されていたのではないか。こうすることで、秋田城では、多数の兵士を個々に確実に把握していたのだろう。

このように秋田城では、兵士の最小構成単位である火のなかの個々の人員を管理する方法として、まず木簡を使用してメモ書きにすることから始め、それをもとに随時管理するシステムになっていた可能性があるように思われる。また、その構成も、一火＝一〇人という律令法に厳格に基づくことが重要な関心事であったこともうかがえる。[30]

いずれにしても、第一六号木簡と第一〇六号木簡は、秋田城という日本の古代国家の北辺の境界地域における重要な軍事拠点において、公的文書だけではなく、木簡をも用いて日々兵士の管理がなされており、律令法の規定を遵守する作業がなされていたことを示す事例といえるのではないだろうか。

（二）Ｃｈ一二五六ｒ面と秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡との共通点について

さて、火の構成員について記した秋田城跡出土第一六号木と類似する、Ｃｈ一二五六ｒ面について、あらためて比較検討してみたい。

Ｃｈ一二五六について、原本を熟覧した際に、前章で述べたこと以外に、さらにいくつか別の特徴が認められた。当該文書を注意深く観察すると、料紙の下端部に二カ所の穿孔状のものがみられるのである。

ａ点は、径約一・二㎜、ｂ点は径約〇・九㎜を計る。ただしほかにも最下端には半月状に小さな穿孔状の破れがあり、また、左端部にも、料紙がちぎれた際にできたような小さな孔がみられたため、ａ点・ｂ点についても、必ずしも人為的穿孔とは断定できなかった。ただし、人為的穿孔であるならば、そこに糸などを通して、短冊状にして複数の文書をカードのようにまとめて管理した痕跡である可能性がある。

日本で出土する木簡には、このように上、下、あるいは上下ともに穿孔を有する木簡の事例が数多く認められている。馬場基は、二条大路出土鼠等進上木簡の穿孔について観察した結果、ある時期に事務処理が変化し、進上状を帳

Hosei University Repository

簿として利用するために、人工的に穿孔がなされるようになったという事例を指摘した。[31] Ｃｈ一二五六のａ点・ｂ点の穿孔も、こちらは紙ではあるが、これと同じ使用法がなされた例である可能性があるかもしれない。

もしこの可能性がなりたつとすれば、であるが、ここでＣｈ一二五六ｒ面の利用法について、もう少し踏み込んだ検討をしておきたい。

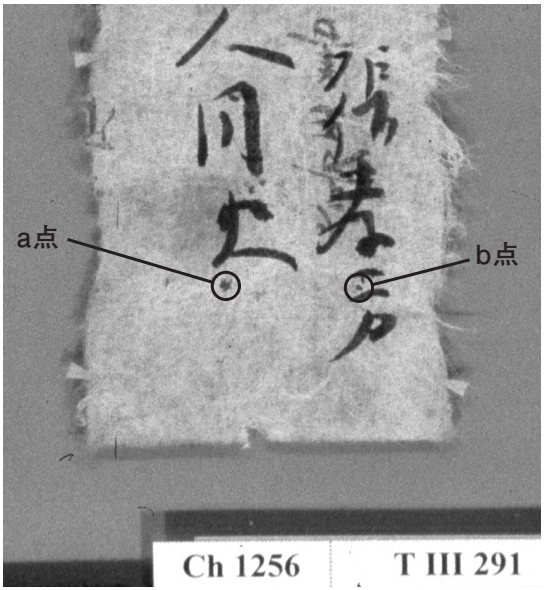

Ch1256r 面から見た穿孔状の破れ　ａ点とｂ点

本稿「はじめに」で既述したように、Ｃｈ一二五六ｒ面については、西脇目録では「「火長」人名票」、榮旧目録では「府兵名簿」、榮新目録では「府兵名籍」とされている。

さきに秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡について、それが作成されたのは、養老軍防令14兵士以上条に規定された兵士名簿が前提となっている可能性を想定したが、この制度の淵源ももちろん唐代にある。

〔史料12〕『唐六典』巻五尚書兵部（兵部郎中条）

（前略）凡衛士、各立二名簿一。具三年已来征防若差遣、仍定二優劣一為二三等一。毎年正月十日、送二本府一印訖、仍録二一通一送二本衛一。若有二差、行・上番、折衝府據レ簿而発之。（後略）

〔史料13〕『唐令拾遺』（軍防令復原第七条〔開七〕）

諸衛士、各立二名簿一。具三年已来征防若差遣、仍定二優劣一為二三等一。毎年正月十日、送二本府一印訖、仍録二一通一送二本衛一。若有二差・行・上番、折衝府據レ簿而発之。[32]

○其戍辺者、三年而代。

秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡が、軍防令に規

Hosei University Repository

定された兵士名簿作成の前提となるものだとすれば、それと記載方式が類似するＣｈ一二五六ｒ面も、同じく衛士名簿作成の前提となるものと考えられる。Ｃｈ一二五六について、前章において書体や料紙の検討を行ったが、そこで論じたように、当該文書は紙背を再利用されたものであり、書体・紙質などからいっても、およそ正式な公的文書ではありえない。

これも既述したように、Ｃｈ一二五六ｒ面は、火長以下、火の構成員全員の名を記載し終えて、かつその合計数も記載していて、このなかで内容が完結していることが特徴的であるが、さらに細かく見れば、このｒ面中の文字配置が、この短冊状の料紙に合わせて、計算されたように、内容がきちんと紙面の内にうまく収められていることもあわせて指摘できる。この点も、日本の秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡と共通する重要な特徴であろう。

片やトゥルファン、片や日本と、地域は大きく異なるものの、両者はおそらく同じ用途に用いられたものである可能性が高い。Ｃｈ一二五六ｒ面も、やはり上番した府兵（衛士）の人名を火単位で書き留めたメモの類ではかなろうか。

また当該文書が再利用に際して短冊状に切断されたことも、この可能性を示唆しているように思う。Ｃｈ一二五六ｖ面（一次文書）が現用を終え、紙背利用のため保管されたが、比較的粗悪な料紙であったために、メモ書きなどに二次使用されたものの一つが、Ｃｈ一二五六ｒ面である。また、トゥルファン地域では多数の兵士が集まっており、それら個々の兵士を管理をするためには多くの料紙が必要であった。一時的な管理のためのメモなら材質の良い料紙を使用する必要はないし、そもそもそれは不可能であろう。大量に使用されることを前提に、あらかじめ、粗悪で、かつ片面をすでに使用済みの紙がメモ用に保管されていたと考えられる。またＣｈ一二五六ｒ面のような場合は、ちょうど火の最小単位の十人一火編成一単位を記すことができるように、料紙の幅を決めて、一つの紙背文書から何枚もの短冊状の料紙をあらかじめ作成してあったのではないか。Ｃｈ一二五六ｒ面の文字配置が、短冊状の料紙に合わせて、内容が紙面にきちんと収まるようになっているのも、こうしたことを前提にすれば理解しやすい。日本の秋田城のように、トゥルファン地域にも、多数の府兵（衛士）が集結していたと思われ、紙背文書を短冊状に加工した料紙は、何枚も必要であったに違いない。こうして多数の府兵を火一単位ごとに個別に管理していたのだと思われる。

紙と木という材質の違いはあるものの、Ｃｈ一二五六ｒ

Hosei University Repository

面と秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡の両者において、繰り返し多数の短冊状の記載道具が準備・利用されたのは、両者は同じ目的を持っていたからだと考えられ、ここでは両者共に、兵の基本集団の日常的な掌握を目的としていたとみることができる。

また、Ｃｈ一二五六ｒ面のような短冊は、おそらく束ねられるなどして保管された上で、それをもとに府兵の名簿作成に用いられたのではないだろうか。だとすれば、ｒ面に文書名をつけるならば、榮目録のように「府兵名簿」「府兵名籍」とするよりは、唐軍防令復原第七条の「名簿」の前提になる、西脇目録でいう「「火長」人名票」ような命名、あるいはむしろ「府兵某火（火長以下）人名票」のごとき命名がふさわしいように思う。

以上のように、Ｃｈ一二五六ｒ面と秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡の両者は、唐代トゥルファン（西州）地域と古代日本の秋田城という地域の違いはあるけれども、唐代西北辺の前線の軍事基地と、日本の古代国家における北辺の前線の軍事基地という、共通性のある場所において、軍防令で規定された管理が徹底的になされ、兵の個々の支配にまで浸透していた例証とすることができよう。

Ｃｈ一二五六ｒ面は、文書の筆跡からみて、既述したようにおそらく現地のウイグル族のような、漢字習得が未熟な人の手になるものであろうが、それにしても、唐人支配下においてきちんと律令法を遵守していることには注目できる。こうした管理の担い手は、軍事的緊張感にさらされている地域の居住者や兵自らである可能性もあろう。[33] だとすれば、あるいは日本の秋田城跡第五四次調査出土第一六号木簡の管理の担い手も、日本の古代国家側だけではなく、現地に居住している人々や兵士たちも、管理体制に参画していた可能性を考えてみてもいいかもしれない。

おわりに

かねて中国中原の律令体制の影響が、東辺と西辺に同じように及ぶ可能性を指摘してきたが、[34] 今回の事例も、中央政府から見て境界地域に置かれた軍事基地の最前線において、末端兵士の管理体制が同じようなシステムであった可能性が知られるのは興味深い。あるいはこのような軍事的緊張感にあふれた地域においてだからこそ、律令法の受容が徹底していたのかもしれない。

本稿ではこれまでの比較研究に、その新しい素材として一例を追加したにすぎない。また推測に推測を重ねた可能性の一つでしかないことも自覚している。またｖ面につい

Hosei University Repository

てもまだ類例をうまく見つけられていないこともあって考察が進んでいない。ただ他の地域でも、類例が存在する可能性は十分高いと思われる。

また言わずもがなではあるが、今回の事例は、現物に即しての実態調査がいかに重要であるかをあらためて認識させられた。

現在、小口を研究代表として、前回の科研調査成果を踏まえた、さらに広く東欧・北欧全体にわたるコレクションの現物調査が継続されている。[39] 今後の調査成果に期待しつつ、とりあえず本稿はここで擱筆することとする。

註

（1）プロイセン隊の調査は四回に及ぶが、第二回以降の探険隊の正式名称は Königliche Preussische Turfan-Expedition であった。

（2）プロイセン隊の調査等については、池田温「トゥルファン古写本展を観る方々のために」『現代書道二十人展第35回記念「トゥルファン古写本展」図録』（朝日新聞社、一九九一年）、小口雅史「古代アジア世界の東と西：在ベルリン吐魯番文書と正倉院文書の語るもの―その研究の歴史と一断面」（『国際日本学』二、二〇〇五年）、北村高「ドイツ・トルファン探検隊に関する覚書」（『龍谷史壇』一二五、二〇〇六年）他参照。

（3）池田註（2）前掲論文。

（4）在ベルリン・トゥルファン出土漢文世俗文書コレクションの公式目録としては、西脇常記による（Nisiwaki Tsuneki）*Chinesische und Manjurische Handschriften und Seltene Drucke III Chinesische Texte Vermischten Inhalts aus der Berliner Turfansammlung*, Stuttgart:Franz Steiner Verlag 2001 がある（以下、本稿では西脇目録と略称する）。また在ベルリン・トゥルファン出土漢文文献・文書全体の略目録としては、百済康義編『ベルリン所蔵東トルキスタン出土漢文文献総目録（試行本）』（西域研究会、二〇〇〇年）がある（以下、本稿では百済目録と略称する）。また中国側でも早く榮新江による簡単な目録化がなされていたが（「徳国〝吐魯番収集品〟中的漢文典籍與文書」『華学』三、一九九八年。以下、榮旧目録と略称する）、その後、同氏によって在欧コレクションの網羅的な目録として『吐魯番文書総目―欧美收蔵卷』（武漢大学出版社、二〇〇七年。以下、榮新目録と略称する）が刊行され、そのなかに Turfan Sammlung も収録された。これらの成果を踏まえて小口雅史がデジタル目録「在ベルリン吐魯番出土漢文世俗文書総合目録」（以下、小口目録と略称する）を構築中である（http://aterui.ihosei.ac.jp/oguchi/berlin/）。

（5）小口雅史と原京子は、ベルリン国立図書館オリエント部門の許可を得て、現地で、平成二十四年二月七日、九

Hosei University Repository

月十四日、同十七日の三度にわたり、当該断簡の原本調査を実施した。またそれに先だって、法政大学大学院日本古代史演習Ⅱにおいて、当該断簡の写真に基づく検討を実施した。また小口は、勤務校から与えられたサバティカル期間である二〇〇二年九月から二〇〇三年九月、および二〇一一年九月から二〇一二年九月の間に、本稿の対象である文書を含むベルリンのトゥルファン出土漢文文献全体の調査に従事した。

（6）　ただし厳密に言うと、本断簡については、西脇目録はｖ面の存在を見落としているため、紙の片面のみ使用の場合の文書についての、その目録における表記法の通例として、いわゆるｒ面を指してＣｈ一二五六とのみ記している。なお榮新旧目録・百済目録ではｖ面の存在を認めているが、ｒ面・ｖ面の比定は西脇目録に同じ。詳しくは後述するが、本稿ではｖ面を第一次利用面と考える。

（7）　この参考写真にあるように、以前は、ｖ面にドイツ側研究者による釈文案の付箋（さらにそれをめくると「foto37 beide Seiten」と朱書されたラベルが貼られていた。その後、小口を研究代表者とする「在ベルリン・トルファン文書の比較史的分析による古代アジア律令制の研究」平成十七年度～平成十九年度科学研究費補助金（基盤研究（Ｂ））による調査に際して、漢文世俗文書の全点再撮影を実施するにあたり、相当数のガラス板の交換・補修とラベルの張り替えが行われている。

（8）　唐軍防令でも日本軍防令でも「火長」の規定は条文中には存在しなかったらしい。しかしながら、唐では『通典』中に記載があるのに加えて、日唐いずれの地でも出土文字資料中に「火長」の記載は多数見られる。

（9）　唐長孺「吐魯番文書中所見的西州府兵」『敦煌吐魯番文書初探二編』（武漢大学出版社、一九九〇年。後に唐長孺文集『山居存稿三編』〈中華書局〉に再録）、菊池英夫「新出吐魯番唐代軍制関係文書試釈―「開元三年四月西州営諸隊火別請受馬料帳」について―」（『北海道大学文学部紀要』二七―一、一九七九年）、氣賀澤保規「唐代西州における府兵制の展開と府兵兵士」（『東洋史研究』五六―三、一九九七年。同『府兵制の研究―府兵兵士とその社会』〈汲古書院、一九九九年〉に再録）・同「唐の吐魯番（西州）支配と府兵制」『府兵制の研究―府兵兵士とその社会』（同前）・同「唐代西州府兵制再論―西州「衛士」の位置づけをめぐって―」（土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』〈東洋文庫、二〇〇九年〉）他。菊池が右掲の論文で詳細に検討した「開元三年西州営名籍」（ＴＡＭ108号墓出土）中には、Ｃｈ一二五六中に見える人名に類似する氏名や姓が散見される。なお西脇目録でも、同姓の人名を西州関係のスタイン・コレクションから博捜しているが、その冒頭で「笵歡進」を多数例示するのは、おそらく二人目の「鄧大申」の「鄧」の字を「笵」と誤読したことによるものと思われる。

（10）　近年、ベルリン・ダーレムのアジア芸術博物館（Museum

Hosei University Repository

für Asiatische Kunst）架蔵のいわゆるＭＩＫ番号の古文書（ベルリン・トゥルファンコレクションの内、美術的要素の高いもの）について、名古屋大学タンデトロンを用いて加速器質量分析（ＡＭＳ）法による14Ｃ年代測定が実施され、MIK Ⅲ 28 の断片から六七四年（較正後）という数値が得られている（小田寛貴・玉井達士両氏のご教示による）。

（11）　西脇目録ではＣｈ一二五六（Fundordsignaturen ＝発見地記号 ＴⅢ/291）の直前に、Ｃｈ六九三を「名籍」として掲げる。文中に「進火」とあり、Fundordsignaturen が ＴⅢ/292.1 であることから、関連史料である可能性はある。人名に傍線が引かれ、勘録のような作業に用いられたものであることも確実である。ただ榮新旧目録では「不来人名録」とした上で、「当是元代或清代文書」とする。たしかに字体からすればその可能性も否定できない。

（12）　前掲註（7）参照。

（13）　Albert Grünwedel, *Altbuddhistische Kultstätten in Chinesisch - Turkistan; Bericht über archäologische Arbeiten von 1906 bis 1907 bei Kuca, Qarasahr und in der Oase Turfan*, Berlin: Georg Reimer 1912´ Albert Grünwedel, *Alt-Kutscha, Berlin: Otto Elsner 1920´* Albert von Le Coq, *Auf Hellas Spuren in Osttürkistan : Berichte und Abenteuer der 2. und 3. deutschen Turfan-Expedition*, Leipzig: J. C. Hinrichs Verlag, 1926 他参照。

（14）　Albert von Le Coq 註（13）前掲書。

（15）　前掲註（5）に同じ。

（16）　池田和彦「李柏文書の修理（中国料紙＝麻紙）」『日本の美術』四八〇書跡・典籍、古文書の修理（至文堂、二〇〇六年）。

（17）　なお小口は二〇〇二年～二〇〇三年にベルリンに滞在した際に（前掲註（5）参照）漢文世俗文書全体について、あくまで目視の範囲ではあるが、全体を統一的に分類して、小口目録の「紙質」の欄にその素描を記入してある。

（18）　この方法は、目録上、ガラス板に挟まれたどちらの面を指して説明しているのかを示すためには簡便であるという利点もないわけではない。

（19）　鐘江宏之「秋田城跡第五四次調査出土木簡の表面観察」『秋田城跡　秋田城跡調査事務所年報』二〇一〇（秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、二〇一一年）。

（20）　日本の東北地方における十人一火制の存在を示すものとしては、早く払田柵跡のＳＥ五五〇井戸（ホイド清水隣接地）で一九七二年十月に採集された木簡（『青森県史』資料編古代２出土文字資料〈青森県、二〇〇八年〉七〇一頁）が知られていた。平川南「東北地方出土の木簡について」（『木簡研究』一、一九七九年）参照。その後、多賀城周辺の市川橋遺跡から「火長」墨書土器も発見されている（『青森県史』資料編古代２出土文字資料一五八・一七四頁）。

（21）　鐘江註（19）前掲論文。

（22）　鐘江註（19）前掲論文。

（23）　山中章「考古学資料としての古代木簡」（『木簡研究』

Hosei University Repository

一四、一九九二年。後に同『日本古代都城の研究』（柏書房、一九九七年）に再録）。

（24）『秋田城跡調査事務所研究紀要』Ⅱ秋田城出土文字資料集Ⅱ（秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、一九九二年）。

（25）平川南『古代地方木簡の研究』（吉川弘文館、二〇〇三年）。

（26）註（24）前掲書。

（27）註（24）前掲書。

（28）註（24）前掲書。

（29）平川南「第五四次調査出土木簡釈文（解説）」註（24）前掲書。

（30）日本古代においても十人一火制が兵制の基本隊であることは、早く高橋崇「律令兵制における軍団数と兵士数」（『続日本紀研究』一〇―四・五、一九六三年）によって指摘されていた。

（31）馬場基「二条大路出土京職進上木簡三題」（奈良文化財研究所編『文化財論叢』Ⅲ奈良文化財研究所創立五十周年記念論文集、奈良文化財研究所、二〇〇二年）。

（32）池田温編『唐令拾遺補―附唐日両令対象一覧』（東京大学出版会、一九九七年）による補訂に従う。

（33）西州時代における旧高昌系人士の府兵制への関与については、氣賀澤註（9）前掲「唐の吐魯番（西州）支配と府兵制」参照。

（34）小口註（2）前掲論文。

（35）「学界未利用の在東欧・北欧所蔵西域出土文書を用いた、東アジア新古文書学の創造的研究」（平成二十四年度～平成二十六年度科学研究費補助金（基盤研究（B）海外調査））。前回の科研については前掲註（6）参照。

〔附記〕本稿は、平成二十四年度～平成二十六年度科学研究費補助金（基盤研究（B）海外調査）「学界未利用の在東欧・北欧所蔵西域出土文書を用いた、東アジア新古文書学の創造的研究」（研究代表者・小口雅史）、平成二十三年度～二十六年度科学研究費補助金（基盤研究（B）一般）「律令国家の北限支配からみた、津軽海峡を挟む古代北方世界の実態的研究」（研究代表者・小口雅史）、及び、二〇一一年度法政大学大学院「海外における研究活動補助制度」補助金による博士課程在籍大学院生（原京子）の調査研究活動（二〇一二年二月実施）の成果の一部である。

〔謝辞〕トルコ語の地図 TURPAN NAHIYISI については、玉井達士氏を通じて Dr.Pieter Zieme 氏のご教示にあずかった。

また Staatsbibliothek zu Berlin（ベルリン国立図書館）の Orientabteilung における原文書の閲覧に際しては、Akademie der Wissenschaften zu Göttingen の Dr. Simone-Christiane Raschmann 女史、および出納を担当していただいた Nicolé Fürtig 女史をはじめとする窓口の皆さんに、いつもながらのご厚情をいただいた。

末尾ながらここに記して感謝の意を表したい。